

平成30年度農林水産予算概算決定の概要

農林水産省は平成29年12月22日、平成30年度農林水産予算概算決定の概要を公表した。平成30年度の概算決定額は総額2兆3,021億円（対前年度比99.8%）で、これに平成29年度補正追加額4,680億円を加えると、2兆7,701億円（同120.1%）となった。以下では、このうち酪農競争力強化対策の概要について紹介する。

1. 畜産・酪農経営安定対策（酪農経営安定のための支援）

酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備する。そのため、加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向け生乳）について生産者補給金等を交付するとともに、その取引価格が低落した場合の補填を行う。

- ・加工原料乳生産者補給金等
（所要額）36,292（前年度：36,991）百万円
- ・加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続
補助率：定額、3／4以内

・事業実施主体：(独)農畜産業振興機構、対象事業者

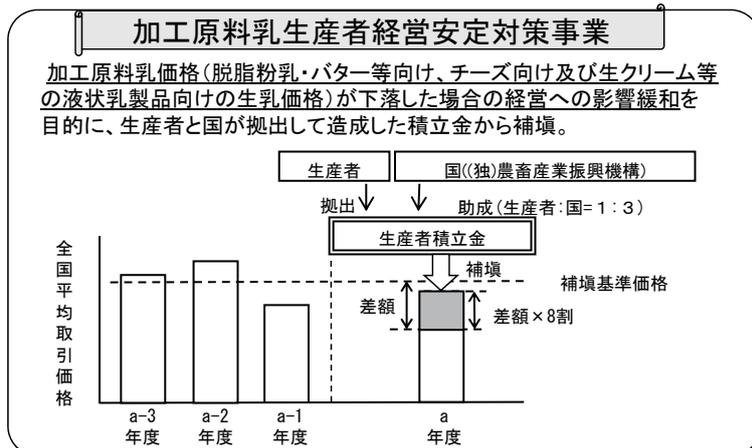
2. 飼料生産型酪農経営支援事業

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家（自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作付面積に応じて交付金（1.5万円／1ha）を交付する。また、飼料作付面積を拡大し、輸入飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金（3万円／1ha）を追加交付する。

- ・予算額：6,960（前年度6,960）百万円
- ・補助率：定額
- ・事業実施主体：都道府県協議会、生乳生産者

3. 酪農経営体生産性向上緊急対策事業（楽酪事業）

毎日欠かすことができない搾乳や給餌作業、深夜対応も求められる分娩監視等、酪農家の労働負担が大きいが、離農の原因や後継者による継承が進まないことの一因となっている。また、乳用後継牛が減少す



る中で初妊牛価格が高騰しており、生乳生産基盤の確保のためには、乳用後継牛の自家生産に取り組み易い生産環境づくりが急務となっている。このため、酪農家の労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入等を支援し、労働条件を改善する必要がある。

そのため、地域の酪農家等、酪農関係者が参画する協議会において、労働負担軽減や乳用後継牛の確保を図る計画が策定された場合、当該計画の実現のため、以下の取組を支援する。

(1) 労働負担軽減・省力化等に資する機械装置の導入支援

酪農を営む者に対し、その実情に応じた労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入を支援する。

(2) 乳用後継牛預託施設の機器整備等の支援

乳用後継牛の育成を担う預託施設に対し、乳用後継牛の受入体制を強化するため、預託施設の機器整備等を支援する。

- ・予算額：3,000（前年度6,000）百万円
- ・補助率：定額、1／2以内
- ・事業実施主体：民間団体

4. 飼料増産総合対策事業

輸入飼料原料に過度に依存した畜産から国内の飼料生産基盤に立脚した畜産に転換するため、国産飼料の一層の増産と着実な利用の拡大、飼料生産の外部化や食品残さ等の飼料利用の拡大への支援等により飼料自給率の向上を図り、力強い畜産経営を確立する。

(1) 草地生産性向上対策

不安定な気象に対応したリスク分散等により安定的に高収量を確保するための草地改良の取組、飼料作物の優良品種利用の推進に係る取組等を支援する。

- ・予算額：226（前年度277）百万円
- ・補助率：定額、1／2以内
- ・事業実施主体：農業者集団、民間団体

(2) 国産飼料増産対策

コントラクター及びTMRセンター（コントラクター等）が地域の飼料生産の担い手として機能の高度化を図るため、国のガイドラインの方向に即し、飼料生産作業の集積等により生産機能の強化を図る取組、コントラクター等による青刈りとうもろこしなどの栄養価の高い良質な粗飼料（高栄養粗飼料）の作付・利用拡大の取組、繁殖基盤強化に向け肉用繁殖雌牛等の放牧を活用した地域内一貫生産体制の構築の取組、公共牧場の新たな活用方法の検討の取組、子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料の生産・利用体制の構築等を支援する。

- ・予算額：648（前年度564）百万円
- ・補助率：定額、1／2以内
- ・事業実施主体：農業者集団、民間団体

(3) エコフィード増産対策

エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化の促進、地域の飼料化事業者の育成、国産由来の食品残さ等の積極的な収集を通じたエコフィードの増産等を支援する。

- ・予算額：96（前年度170）百万円
- ・補助率：定額、1／2以内
- ・事業実施主体：農業者集団、民間団体

5. 水田活用の直接支払交付金（飼料関連部分）

水田を活用して、飼料作物、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲等を生産する農業者に対し、交付金を直接交付する。あわせて、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた都道府県の取組を支援する。

(1) 戦略作物助成

- ・飼料作物交付単価：35,000円／10 a
- ・稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲） 交付単価：80,000円／10 a
- ・飼料用米交付単価：収量に応じ、55,000～105,000円／10 a

(2) 産地交付金

- ・交付額：105,740（101,572）百万円の内数

6. 国産チーズの競争力強化対策

補正予算額：5,950百万円

国産ナチュラルチーズ等の競争力強化を図るため、酪農家によるチーズ向け生乳の高品質化・コスト低減に向けた取組、チーズ工房等による生産性向上と技術研修、国際コンテストへの参加等の品質向上・ブランド化に向けた取組、国産チーズの需要拡大に向けた取組等を支援する。

(1) 国産チーズ生産奨励事業

チーズの味や歩留まりに影響する原料乳について、酪農家が、実需者が求める高い品質を確保するため、更なる飼養管理の高度化や乳質管理に取り組む費用の一部を支援する。

- ・補助率：定額
- ・事業実施主体：(独)農畜産業振興機構

(2) チーズ工房等の生産性向上支援

チーズ工房等のチーズを製造する者が取り組む、製造に係る規模拡大や生産性向上に必要な施設整備を支援する。

- ・補助率：1／2以内
- ・事業実施主体：乳業者等

(3) 国産チーズ品質向上・ブランド化支援

国産チーズを製造するために必要な技術研修会の開催や海外研修への参加、ブランド化のための国内コンテストの開催、国際コンテストへの参加等を支援する。

- ・補助率：定額
- ・事業実施主体：(独)農畜産業振興機構

(4) 国産チーズの消費拡大支援

国産チーズの消費拡大を図るため、チーズを日本の食文化に取り入れるための活動や、チーズの価値のPR、展示によるチーズの普及活動の強化を支援する。

- ・補助率：定額
- ・事業実施主体：(独)農畜産業振興機構